

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2442号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

本年一月二十四日、小泉首相主宰の「観光立国懇談会」がスタートし、三か月後の四月二十四日に報告書が提出された。明治以降産業立国で貫かれてきたわが国としては、まさに画期的である。わが国をいかに魅力的にし、外国人観光客数を二〇一〇年までに、今の倍の一〇〇〇万人に増やすか。これについての基本的な方向づけが、本報告書の内容である。たんなる云いつ放しではなく、直ちに各省庁のアクション・プログラムに具体化されることを、座長としては強く望んでいる。

懇談会には首相自身も毎回熱心に参加され、「一村一観光」という提案をいただいた。いうまでもなく平松守彦前大分県知事の、「一村一品」運



雨あがり

動から出たことばである。一村一品運動によって生み出された産品が、真に価値ある商品に磨き上げられるには、地元内外の各地から沢山の観光客にきてもらい、「おいしい!」と云ってもらう必要がある。

一村一品の農産物は、土地の空気

一村一観光

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授

木村 尚三郎

と水と土、温度と湿度、つまり土地の風土にピッタリと合っており、「いのち」溢れる探れ立てをその土地でいただくのが、最高においしい。いかに冷凍手段や輸送手段が発達した現在においても、遠隔地から運ば

れ、採ってから時間が経ってしまったものは、「いのち」が細ってしまっている。

その土地にのびのびとした食材とい理技術があり、美しい景観や歴史的建造物、いい町や村のたたずまい、いい鐘の音、いい香りなど、目耳鼻口手足にとつての美しさ、心地よさがあるとき、人は千里の道を遠しとせずやってくる。土の匂いのするそのいい生き方こそが文化であり、恋人のような地域の「魅力」を形づくるからである。その魅力が内外の観光客を惹きつけ、「生きる喜び」を与えるとともに、地場産業を活性化させ、お力ネと幸せ、生きる自信と誇りを地元の人びとにも与える。

「一村一品」を、「一村一観光」に高めるべきがやってきた。

もくじ

| | | |
|---|---|---|
| 活 | 動 | 地方税財政についての意見まとまる = 地方制度調査会.....(2) |
| 活 | 動 | 三位一体改革試案の撤回求め緊急決議 = 地方六団体.....(4) |
| 活 | 動 | 三位一体改革への対応協議 = 自由民主党.....(5) |
| 活 | 動 | 地方自治確立対策委員会が三位一体改革で緊急提言 = 地方六団体.....(6) |
| 随 | 動 | この町の この地域の 未来に向けて.....富山県八尾町長 吉村栄二.....(10) |
| 情 | 想 | 新任都道府県町村会長の略歴(大阪府).....(11) |
| 報 | 報 | 政策レーダー.....(12) |

地方制度調査会

地方税財政についての意見まとまる

山本会長が地方交付税の重要性を指摘



地方制度調査会に出席した山本会長（右）

地方制度調査会(会長・諸井 虔太平洋セメント(株)相談役)は、

5月23日東京都内で第6回総会を開催した。当日の総会ではいわゆる三位一体改革の進め方について同調査会としての考えを示す「地方税財政のあり方についての意見(案)」について審議した。本会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が委員として出席し、意見を述べた。

同調査会は同日、税源移譲を先送りせず三位一体改革が地方分権の流れに沿って実現されるべきであることなどを内容とする意見をとりまとめた。山本会長の発言要旨および同調査会がとりまとめた「地方税財政のあり方についての意見」の概要は次のとおり。

山本会長発言要旨

地方分権改革推進会議で出された試案ですが、どこから出てきたか分からないような不統一なことはやらないでいただきたいと思えます。ぜひとも諸井会長から申し入れをしていただきたいと思えます。この

よつなものを出すのであれば事前に私どもを含めた関係機関で打合せをするべきではないでしょうか。唐突に出されて戸惑うのは我々地方の側です。

意見案については、ごもつともな所もありますが、中には検討していただきたい点もございますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

まず、「③地方交付税改革」の中に「事業費補正・段階補正の見直しをする」とあり、地方交付税本体の見直しを言うっており、これは理解できないこともないのですが、事業費補正や段階補正というのは、主として人口は少ないが面積が広い、あるいは河川や道路が長く多いといった地域の状況を考えてつくられているものだと思います。ところが、これらを一緒に削減するということがなりません。地方交付税そのものが削減され、平成17年の3月31日で合併しないで残った市町村は、運営上

打撃を受けることとなります。これはもう少し柔らかないものできないでしょうか。

町村分の地方交付税は大した金額ではないですが、地方交付税の総額は4兆円くらいですが、市町村の交付税額は8兆5、6千億円くらいではないでしょうか。そのうち、町村は2、500あっても、交付分は市と同じくらいです。そのわずかな金額である町村の交付税を事業費補正あるいは段階補正で削減するのであれば、合併をしようとする残された期限内で運営することが可能になるのではないのでしょうか。

合併のことだけを考えて何もしなくてもいいということであればそれはいきません。また、法定の事務は削減されても一般の事務は残りません。一般の事務は自分たちがつくったもので、それを進めていかなければなりません。ですからこのようなやり方を強行しますと、合併をしない市町村に対するペナルティのようなものになりますので、そのようなやり方は止めるべきだと思います。

いつも申し上げることですが、この案に書かれていることは一般的なことでと思います。より具体的なことは除外されており、今後、具体的な議論に入っていくのだろうと思いますが、過疎や離島、中山間地についても今後どうするのかということも少しも書いていただきたいと思います。いちばん不安に思っている

活 動

のは過疎や離島、中山間地の町村の皆さんたちです。大きなところは自分たちで対応できますが、小さな町村はそれらに十分対応するだけの力を持っておらず、不安しか残らないということになり行政が萎縮し、住民へのサービスが疎んじられていくということにもなりかねません。

以上、町村の立場からの意見として申し上げておきますのでご配慮申し上げます。

第27次地方制度調査会 地方税財政のあり方についての意見」地方分権推進のための三位一体改革の進め方について」の概要

経緯

平成13年11月19日に内閣総理大臣から『社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度構造改革』について諮問。

平成14年7月1日の総会で5点の調査審議事項が決定。そのうちの二つが「地方税財政のあり方」。

地方分権改革の残された最大の課題の一つは、地方税財政の問題である。○一方、政府においては、平成14年6月25日に基本方針2002を閣議決定。このなかで、三位一体の改革の検討と改革案を1年以内を目的にとりまとめることとされており、その検討作業も大詰めを迎えている。

そのため、地方制度調査会としても、この三位一体の改革にしばって、地方分権の推進の基本に立ち返り、その考え方を整理し、今回、意

見として提出した。

○三位一体の改革が、地方分権推進の流れに沿って実現することを強く期待する。

内容

1、地方財政の現状と課題

我が国の内政を取り巻く環境は大きく変貌してきており、今後は、新たな課題に迅速・的確に対応できるよう、国と地方の関係は地方分権型の新しい行政システムへ移行していくことが必要である。

○三位一体の改革の具体化は、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立という目的を基本に据えて進めていくことが必要である。

現下の地方財政は、非常事態ともいべき厳しい状況であり、このため国・地方を通ずる徹底した行財政の簡素・効率化を進め、公共サービスの国民負担のバランスの再検討などを議論していくことも必要である。

2、三位一体の改革の推進

(1) 基本的な考え方

○三位一体の改革は、地方分権の理念を踏まえ、歳出面で国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面では地方税のウエイトを高めることを基本とすべきである。その際、税源移譲・地方交付税の見直し・国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を同時併行して一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくことが重要である。

具体的には、国庫補助負担金を廃止・縮減した上で、その財源を地方

に移譲するとともに、地方交付税の一部も国庫補助負担金の廃止・縮減による移譲額とのバランスを考慮しながら、これを地方税へ振り替えることを基本的な方向とすべきである。

これにより自立的な財政運営を営むことができる地方公共団体を増加させることを目指す。

(2) 税源移譲を含む税源配分の見直し
税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しに当たっては、応益性や負担分任性という地方税の性格に十分留意しつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要がある。

個人住民税の拡充・比例税率化、地方消費税の拡充などを中心に進めるべきである。

○こうした取組みを進めることにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、国税と地方税の税源配分が1・1となることを目指すべきである。

地方公共団体が、課税自主権をさらに活用しやすくなるような方策を検討する必要がある。なお、課税自主権の活用で地方の税財政基盤の拡充を図ることにには限界がある。

(3) 地方交付税の改革

国が地方公共団体に対して仕事の義務付け、または実質的に地域格差を容認しないことを前提に仕事を委ねる仕組みが存続している限りにおいては、地方交付税を通じた財源保障は必要不可欠である。

税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差の拡大には各種方策を検

討し、対応するべきである。なお残る財政力格差に対処するためには、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要である。

水平的財政調整制度については、地方税の基本的性格に関わる等、根本的な問題があり、その実現は困難である。

交付税の総額については、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲規模等に対応し、バランスを考慮しながら見直しを行う。さらに「改革と展望」の期間中には、地方財政計画の歳出を中期的な目標の下に計画的に抑制し、交付税所要額を抑制する。

地方交付税の算定方法については、地方の自主的・自立的・効率的な財政運営を促す方向で見直しを行う。事業費補正・段階補正の見直しを引き続き実施する。

(4) 国庫補助負担金の廃止・縮減
これまでの閣議決定等に従い、少なくとも「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減を目指すべきである。

国庫補助負担金の削減方針は、これまでの地方分権論議や各種閣議決定等において具体的に示されているところであるが、地方制度調査会としても、これらを集約した基準を具体的に提示することとする。

なお、三位一体の改革の中で、国庫補助負担金の廃止・縮減後、引き続き事務事業が存続するものについては、税源移譲等により所要の財源措置が講じられることが必要であり、単なる地方への負担転嫁であってはならない。



三位一体改革試案の撤回求め緊急決議

全国町村会など地方六団体は5月23日、地方分権改革推進会議で示された三位一体改革についての試案の撤回を求める緊急決議を行い、山本全国町村会長(福岡県添田町長)、土屋全国知事会会長(埼玉県知事)、青木全国市長会会長(東京都立川市長)が同会議や首相官邸などに申し入れた。

緊急決議は、税源移譲による地方税財源の充実強化を「三位一体改革」の機軸とすべきだと強調したうえで、地方交付税制度の堅持を求めている。

三位一体の改革に関する緊急決議

三位一体の改革については、政府の経済財政諮問会議において改革、案が6月に取りまとめられることとされ、地方分権改革推進会議では地方交付税制度を廃止し交付税の法定率分を地方共同税(仮称)に再構成することなどを内容とする試案が提出され、今まさに改革の基本的な方向が議論され取りまとめられようとしている。

地方六団体として、こうした改革の議論の方向について基本的な疑問を強く抱くに至り、ここに緊急決議を行うこととした。

平成11年の地方分権一括法案の国会審議において、第一次分権改革に残された課題として、衆議院において、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方向について(中略)必要、な措置を

講ずるものとする」との附則が修正追加されており、また、参議院の行財政改革・税制等に関する特別委員会においても、地方税財源充実確保策について、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から抜本的な検討を行うことを趣旨とする附帯決議がなされた。

さらに、平成13年6月の地方分権推進委員会の最終報告においても「第二次分権改革の始動に向けて」として、地方税財源の充実確保、保方策についての提言がなされた。

地方分権改革推進会議においては、役割分担に応じた地方税財源の充実強化は国、地方の共通の課題であるとされてきたこれまでの分権改革の経緯を尊重し、小委員長試案を撤回し、別紙に示す地方六団体の三位一体の改革に関する基本的考え方を踏まえ、地方税財源を充実強化する分権改革の方向付けを行うことにより、我々が真に望んでいる地方分権の推進の視点に立った三位一体の改革を推進されるよう、緊急に決議する。

(別紙)

三位一体の改革に関する基本的考え方

1、今後の地方税財政制度の基本的なあり方

現下の地方財政が直面している危

機の原因は、バブル経済崩壊後の景気後退期における税の自然減収に加え、景気回復のための経済対策として実施された、国税・地方税を併せた政策減税、毎年度多額に上る公共事業や地方単独事業の追加など、地方を通じた経済財政運営の結果と受け止めるべきものである。

このため、今後一層の地方分権を進めるためにも、地方財政として国と地方の役割分担に応じた地方税及びこれを補完する地方交付税を確保していくことが必要である。

また、現下の国・地方を通じる危機的財政状況を解決し、地方財政が自主・自立を基調に持続可能な財政運営を確立するため、現下の経済情勢に即応しつつ、財政構造改革を適切に進めていくことが必要である。

地方財政計画の策定を通じた財源保障制度は、単に地方交付税総額を確保するだけのものではなく、その前提として必要な地方税総額を確保するとともに、国の予算に関連する支出、これに直接関連はしないが国民福祉に関わる支出水準、福祉、教育、治安など基本的な行政の標準的な水準(国民福祉のシビルミニマム)を確保していくものであり、財源保障機能を廃止・縮小することは単に地方財政の運営を困難にするだけでなく、地方団体が担当している国民・住民の生活水準を維持する機

能を果たせなくすることになるものである。したがって、地方財政計画の策定を通じた財源保障制度は、堅持される必要がある。

2、三位一体改革のあり方

基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)に基づく三位一体改革(地方行財政改革)に当たっては、分権型社会に相応しい地方財政秩序を構築する観点を重視し、第一次分権改革に残された最大の課題である、国と地方の役割分担に応じた、税源移譲等による地方税財源の充実強化を三位一体改革の機軸とすべきである。

3、税源移譲等による地方税財源の充実強化

(1) 分権型社会に相応しい地方財政秩序を構築するため、国と地方の役割分担に応じた地方税体系が構築されるべきである。

(2) 地方税は地方分権の理念に即し応益原則に基づく租税、また、地域間の偏在が小さく景気の変動による税収への影響が小さい租税を中心に構成するとともに、三位一体改革に当たっては、基幹の税目の再配分を基本として税源移譲等による地方税財源の充実強化を図るべきである。

(3) 地方消費税は地方分権を支える地方独立税として導入され今後とも基幹的な地方税として期待されているものであり、地方共同税(仮称)に統合することは地方分権を後退させ税源移譲に逆行するものであり、反対である。

(4) 等しい負担能力のある人には等

活 動

自由民主党 総務部会・地方行政調査会合同会議

三位一体改革への対応協議

自由民主党は、5月28日党本部で総務部会・地方行政調査会合同会議を開催し、三位一体改革の動向と対応について協議した。

会議には、全国町村会など地方六団体の代表が出席、本会からは松本和夫常任理事（佐賀県北方町長）が出席した。また、片山総務大臣、諸井地方制度調査会会長も出席し、三位一体改革について議論した。

地方六団体の代表として発言にたった柿本全国知事会副会長（奈良県知事）は、先に明らかとなった地方分権改革推進会議の水口小委員長の試案が、これまで考えられてきた地方分権の議論に逆行するものであ

しい負担を求めるといふ公平の原則は地方税制度を考えるに当たっても最も重要な税制の基本原則であり、地域の経済力の格差により住民負担が大幅に異なるようなことはあってはならない。

4、地方交付税

(1) 国が地方団体に一定の行政水準の確保を求める仕組みが採られている中で、地方交付税制度は、地方財政計画の策定を通じて、地方に対しマクロとしての財源保障を行う一方

で、各団体ごとに地方税収等でまかなえない財源不足額を交付することにより、ミクロとしての財源保障と財源調整を併せて果たす財政調整制度であり、分権型社会にあっても、地方交付税制度を堅持し、地方税と地方交付税を併せ必要な一般財源総額が確保される必要がある。

(2) 税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われても、税源が偏在することから、地方団体間の財政力格差が一層拡大することは避けられない。このため、地方税と地方交付税を併せた財源確保が図られ、その上で財源調整機能が発揮される必要がある。

(3) 交付税の法定率分を地方共同税

（仮称）に、地方財政対策による上乘せ部分を財政調整交付金（仮称）に再構成し財政調整交付金（仮称）を定率で削減する案が示されているが、地方財政調整制度の基幹的な部分を国が手当てしない仕組みとすることは、地方自治制度に対する国の責任放棄であり、また、上乘せ部分に必要な交付税総額を確保するため制度的に交付税として確保されているものであり、何の根拠もなしに法定率分に限定することは形式だけを捉えて単に地方財源を削減しようとするだけのものであると言わざるを得ず、このような案は到底受け入れられることはできない。

(4) 地方共同税（仮称）は都道府県

の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を同時に一体のものとして、相互のバランスを図りながら進めていくこと。

税源移譲に当たっては、安定的で偏在性の少ない地方税体系を構築するとの観点に立って、所得税から個人住民税への移譲や消費税から地方消費税への移譲などを中心に進め、国税と地方税の税源配分が一對一となることを目指すこと。

地方交付税を通じた財源保障機能は、国が地方に仕事を義務付ける基本的な仕組みが存続する限り必要不可欠であり、これを堅持すること。

国庫補助負担金については、国の関与を縮小する観点から見直すこととし、廃止・縮減する補助対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要があるものについては、地方税として移譲すること。

を課税主体とし市町村には都道府県が税収の一定割合を交付する仕組みとされているが、地方財政調整は基本的な国の機能であつて都道府県がこつした機能を果たすことは現状では適切とは考えられず、また、分権型社会における都道府県と市町村の関係になじまないものとなり制度として合意が得られない。

(5) 臨時財政対策債赤字地方債は交付税財源の不足を補うため将来の地方税・地方交付税併せた一般財源を担保として発行されるものであり、臨時財政対策債の元利償還金に対する交付税措置を廃止することは現在及び将来における国の財源保障責任を放棄するものであり、反対である。

5、国庫補助負担金

国庫補助負担金の廃止・縮減は三位一体改革を左右するものであり、国と地方の役割分担を見直し、国庫補助負担金を廃止・縮減し必要最小限の範囲のものとするとともに、廃止・縮減に伴い地方に必要となる財源は地方への税源移譲を同時に行うことにより確保すべきである。

6、地方行政改革の推進

(1) 「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、国と地方の事務・事業のあり方を見直し、事務・事業の移譲がさらに推進されるべきである。

(2) 現下の危機的な財政状況の下で住民の負託にこたえていくため地方行政改革に積極的に取り組み所存である。

地方自治確立対策委員会が 三位一体改革で緊急提言

全国町村会など地方六団体が設置した地方自治確立対策委員会（委員長・茂木友三郎キックマン社長）は、5月23日、2回目の会合を開き、政府の地方分権改革推進会議、地方制度調査会等で議論されている三位一体の改革について委員会としての緊急提言をとりまとめた。

全国町村会からは針ヶ谷常任理事（群馬県板倉町長）が出席し、三位一体改革に向けての検討について、町村の立場からの意見陳述を行った。

また、同委員会では会議終了後、緊急提言を地方分権改革推進会議委員、首相官邸等に届けた。

針ヶ谷常任理事の発言要旨と三位一体に関する緊急提言は次のとおり。

針ヶ谷常任理事発言要旨

地方分権改革推進会議の小委員長試案について、全国町村会としては内容があまりにも国の財政事情優先で地方分権改革の方向に反しているので、抜本的な見直し修正を行うよう、直ちに意見書を提出したところ。ここでは、三位一体の改革に向けて、町村の立場から発言をいたします。

私どもも、国と地方の税源配分の

あり方の見直しは重要な課題であると認識しており、「片山試案」に沿って検討し、地方税の拡充強化を図るべきであると考えます。しかし、農山村の大半を抱える町村は、人口、従業者数とも少なく税源移譲の効果十分に及ばないことが懸念されています。

そこで、地方交付税の役割は、町村にとっては、より重要なものになると考えます。小委員長試案に述べられている地方共同税の仕組みそのものもよく理解しがたいのですが、とても地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を代替えし得るものとは思われません。

そもそも、国が法令によって事務事業の執行を義務づけ、しかもその内容、水準までも定めながら、その財源は保障しないというような無責任なことは許されないのではないでしょうか。

三位一体の改革で地方交付税も見直し対象ということになるので、結論だけ言えば、町村の実態というものをよく認識していただ

き、私どもの意見を十分聴いた上で、見直しをしていただきたいというのが率直な思いであります。

少し場違いな発言になるかもしれませんが、私ども町村長の最大の悩みは、非常に厳しい財政状況と市町村合併問題です。合併問題に対して、どう判断するかは町村長にとって大きな悩みです。

私どもの県の事例ですが、合併しないことを決断したある村長が、合併推進派のリコール運動により失職したという事例もあります。したがって合併しないのも大変だし、合併する場合も、どこで合併するかで悩みが尽きないのです。そのようななかで、群馬県の町村会（58町村）は、本年2月18日に定期総会を開催し、国会議員も定数を半減しなさいという決議を採択しました。というのは合併に伴う痛みというのは大変なものであり、また大変な決断が必要であり、これにより本間にわが国がよくなるのであれば、国会議員も我々の痛みを理解して欲しいということでありませぬ。

私どもが仕事をしようとする、まず県との調整が大変であり、その上に国があるのでさらに大変なのです。市町村合併により僅かな職員を削減できることより、こうした国の全体の仕組みを考えていくことが大事であると考えております。



委員会に出席した針ヶ谷常任理事（左）

活 動

三位一体の改革に関する緊急提言

地方自治確立対策委員会は、地方六団体の総意により設置され、学識経験者13名により、知事、市町村長等地方六団体関係者と意見交換をしながら真の地方分権の推進につながる三位一体の改革のあり方について審議を行っているが、現下の状況に鑑み、委員会として緊急提言を行うべきであるとの見解で一致したので、以下のとおり緊急提言を行う。

地方分権一括法が施行され真の分権型社会の構築に向けた第一歩が踏み出されたが、地方の自立の原点と言いつべき財政的自立という面では抜本的措置は採られず依然として大きな課題として残されている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」にあるとおり、国と地方の関係を大胆に見直していくことは重要なことであり、三位一体の改革は積極的に推進していくべきである。

国では三位一体の改革に関する議論が進められようとしているが我が国の危機的状況を克服するため国と地方が協調して難局に当たるべきとき、いたずらに、地方に不安感を与える方向で議論が進められていることを深く憂慮せざるを得ない。

地方は自ら今後の地方自治のあり方について議論し考え方を示していくべきである。何よりも自主・自立

できる行財政運営を目指していく必要がある、そのために、住民が受益と負担の関係を明確に判断できるよう、税源移譲等による地方税財源の充実強化を行い、国庫補助負担金、交付税等国からの移転財源に過度に依存しない財政構造を確立することが必要である。

また、地方歳出をスリム化する余地はなおあると考えられ、地方は国とのもたれ合いや横並びの構造から脱却し、政策の選択と集中、行政の効率化とコスト削減など、地方行政改革、歳出削減をさらに徹底していくべきである。

本委員会は、このような現下の状況に鑑み、国が三位一体の改革案を取りまとめるに当たって、以下の事項を尊重されることを強く期待し、委員の総意として提言するものである。

- 1、三位一体の改革に関する地方六団体の緊急決議は基本的に理解できるものであり、国においては、このような地方団体の意見を取り入れ、透明性ある議論を行い、今後、真に地方分権の推進に資する三位一体の改革案を取りまとめるべきである。
- 2、地方分権を徹底し国と地方が真に対等・協力の関係となるべきであり、国の地方への関与の見直し等も進めるべきである。そのためには国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとともに、国庫補助負担金

の廃止・縮減と一体で同時に税源移譲等による地方税財源の充実強化を行うべきである。

- 3、国と地方の役割分担を踏まえ、地方歳出と地方税収の乖離を縮小することが必要である。地方が自主・自立し受益と負担の関係を明確に判断できる真の地方分権が確立されるとともに、地方財政の危機的状況が解決されるよう、財政構造改革、国民負担のあり方の問題を併せて検討しつつ、税源移譲等による地方税財源の充実強化を図ることが重要である。
- 4、国が法律等により定めた基本的な行政の標準的な水準、合理的かつ妥当な行政水準を地方が維持確保していくための地方財源を保障する仕組みは今後も不可欠である。地方財政調整制度の見直しに当たっては、三位一体の改革における税源移譲に伴う地方団体間の財政力格差の拡大への対応や、交付税への依存を抑制していくためのその総額の決定のあり方、算定の仕組み等の改革を進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を適切に果たすべき交付税制度のあり方の検討を進めるべきである。
- 5、地方は徹底した行財政改革、自主的な市町村合併にさらに積極的に取り組む、分権型社会を担う責任ある行政主体として今後の地方自治の基盤を整備すべきである。

新刊紹介

「官製談合防止の手引」
入札談合等関与行為防止法の制定に対応

(財)建設業適正取引推進機構発行

1600円(税込)

本書は、平成15年1月6日から施行されている「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」いわゆる官製談合防止法)の分かりやすい解説書。執筆をした建設業適正取引推進機構(国土交通省所管の財団法人)の研究委員会の委員長は、慶應義塾大学名誉教授で前会計検査院長の金子晃氏、委員は公正取引委員会、国土交通省、農林水産省の課長クラス。

公取勧告の実例、O&Aで分かりやすく説明している。
イラストと図表で分かりやすく図解している。
2色刷りで読みやすい。
官製談合防止法によれば、国・県・市町村等の発注機関の職員による入札談合等関与行為があった場合、公正取引委員会から発注機関に対する必要な改善措置の要求等、発注機関による職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査を定めている。

この法律をよく理解するために、全国の町村の契約担当部局その他で活用されることが期待される。

申し込み

(財)建設業適正取引推進機構
TEL 03 5570 0521
FAX 03 5570 0291
に直接 又は政府刊行物サービ
ス・センター(ステーション)で
販売。

地域農政研修会のご案内



| | |
|-------|--------------------------------|
| 主 催 | 全国市町村農業農村振興対策協議会 |
| 日 時 | 6月25日(水)午後1時より26日(木)午前11時40分まで |
| 場 所 | 全国町村会館2階ホール |
| 参加者 | 市町村長、農政担当者等 |
| 参加費 | 無料 |
| 申込み | 各都道府県協議会事務局(各都道府県町村会事務局等) |
| 問い合わせ | 全国町村会経済農林部(電話03-3581-0485) |



研修内容・講師等

「米政策の改革とこれからの農業・農村」

(東京大学大学院教授 生源寺 眞一氏)

生源寺先生は、昨年1月に発足した「生産調整に関する研究会」の座長として、米政策改革の方向づけとそのとりまとめに大変尽力された。

研究会報告やこれを受けて決定された「米政策改革大綱」に示された、農業者・農業団体が主役となる需給調整システムへの移行など米政策改革のねらいやこれからの農業・農村のあるべき方向、市町村の役割等について講演いただく。

「地産地消と旬産旬消」

(農林水産政策研究所長 篠原 孝氏)

篠原所長は、20年近く前から、食料、農業、環境について多角度から積極的に発言し、公務の傍ら多くの著書や論稿を発表されている。

「地産地消」が今あちこちに広まりつつあるが、産地と消費地の空間的な距離を縮めて食の安全や環境保全を目指す「地産地消」と、季節のものをその季節にいただく「旬産旬消」を基本とし、国内農産物への信頼を高めることが、日本農業の再生には重要であるとの観点に立って講演いただく。

「我が町の農業・農村の振興」

(鹿児島県輝北町長 有留 忠男氏)

有留町長は、農業改良普及員の経験もあり、平成3年に町長に就任、この2年間は県町村会会長及び県市町村農業農村振興対策協議会長。

輝北町では、生産者、消費者の安全・安心につながる健康をキーワードに農業の確立を目指し、健康農業推進プロ

ジェクトを進めるとともに、新規就農者の養成機関を自ら設置して、農業振興に努めている。こうした現地での具体的な取り組みについて講演いただく。

「人が変われば地域が変わる」

((有)花農場あわの代表取締役 若林 ふみ子氏)

農村生活研究活動の一環として取り組んでいたドライブラワー研究会を発展させ、平成10年に女性8人で「(有)花農場あわの」を設立。

補助事業と近代化資金を活用し、レストラン、ハーブ園、ハーブショップ等を開設し、年間3万人の来場者がある。食材は社員の家の農産物を利用し、不足分を町内から購入。社員全員がハーブコーディネーターの資格を持つ。これまで苦労された点、工夫された点、今後の取り組み目標などを含め講演いただく。

「都市と農山漁村の共生・対流と今後の展開」

(農村振興局農村整備総合調整室長 齊藤 政清氏)

都市と農村の交流については、農村部の市町村をはじめ都市サイドでも学校やNPO、民間企業等が様々な取り組みを行っているが、活動はそれぞれバラバラである。

今後、都市と農山漁村の共生・対流を実現していくためには、関係者が情報を共有して連携を強化するとともに、国民に対しては子どもの自然体験や体験学習、大人にも自然や農業との関わりを持てるような新たなライフスタイルの提案など、農村で時を過ごす潮流を造っていことが必要である。このような認識のもと、この6月に民間主体の推進組織が設立されるが、その枠組みと活動内容等について講演いただく。

情 報

市町村森林整備推進検討会のご案内

| | |
|-------|------------------------------|
| 主 催 | 全国市町村林野振興対策協議会 |
| 日 時 | 6月26日(木)午後1時より27日(金)11時40分まで |
| 場 所 | 全国町村会館2階ホール |
| 参加者 | 市町村長、林政担当者等 |
| 参加費 | 無料 |
| 申込み | 各都道府県協議会事務局(各都道府県町村会事務局等) |
| 問い合わせ | 全国町村会経済農林部(電話03-3581-0485) |

研修内容・講師等

「当面する林政の諸課題と今後の政策展開について」

(林野庁長官 加藤 鐵夫氏)

森林・林業をめぐる現下の情勢の中で、一昨年に新たな森林・林業基本法が制定されるとともに同法に基づき「森林・林業基本計画」が策定された。

さらに昨年末には、「地球温暖化防止森林吸収源10か年対策」が策定され、この4月からは同対策推進のための国民支援に関する研究会も開催されている。一方、WTO交渉での議論も本格化してきている。

こうした状況の中で、今後の政策展開の方向について講演いただく。

「森林整備の促進、山村の活性化について」

(宮城県七ヶ宿町長 高橋 國雄氏)

高橋町長は、七ヶ宿町の総務課長等を歴任され、平成13年に町長に就任された。

七ヶ宿町は、林野率91.5%、耕地率わずか2.5%の典型的な山村であり、阿武隈川水系白石川に東北地方最大級の多目的ダムを擁する水源の町である。

町では、森林に間伐材で焼いた炭を置く事業「水守人ミーティングin七ヶ宿」を実施するなど森林の果たす役割について国民の理解を求めるとともに、町長自ら、山村を守る方途として地方交付税等による財政支援の強化の必要性についてメディアを通じ積極的に提言されており、こうした取組みについて講演いただく。

「断固森林を守る」

(林業家(大分県中津江村) 田島 信太郎氏)

スギの産地中津江村で、林業経営を行っている田島氏は、「森林・林業が死ぬほど好きだ。断固森林を守る。」と

語る。その言葉には、平成3年の台風による甚大な被害を乗り越えて、スギの倒木や間伐材を利用しクラフトを作る工芸館を設立し、また、できるだけ広葉樹の植林による自然の林に近づけた森林を創造してきたという自負がうかがえ、環境教育、森林ボランティアの受け入れにも熱心に取り組まれている。こうした氏の森林に対する考えや取組みについて講演いただく。

「緑の雇用対策事業の取組みについて」

(林野庁経営課課長補佐 齋藤 充彦氏)

森林の多面的な機能の発揮のための森林整備が求められている今日、森林整備の担い手の確保・育成が何よりも重要となっている。

平成13年度補正予算において「緊急雇用対策」がスタートし、新たな担い手の研修や雇用が図られ、さらに14年度補正予算で「緑の雇用担い手育成対策事業」が、また15年度地方財政措置により同事業を補完する対策が講じられた。

このように大幅に拡充が図られた緑の雇用対策事業の取組みについて、講演いただく。

「木質バイオマスの利活用について」

(岐阜県立森林文化アカデミー学長 熊崎 實氏)

地球環境保全、循環型社会の構築が重要な課題となる中、木質バイオマスの利活用が大きな注目を集めている。

欧米に比べ、我が国では木質バイオマスのエネルギー利用が進んでいないが、バイオマスが「新エネルギー」として正式に位置づけられ、取り組む自治体も増えてきている。

多様な木質バイオマスの可能性、中山間地域で小規分散型の利点を活かした熱電併給(コジエネ)事業の成立条件等について講演いただく。

随 想

この町のこの地域の
未来に向けて



山 町 長 二
富 山 県
山 町 栄
吉 村 八

「おわら風の盆」と「曳山祭り」は八尾町の二大伝統文化イベントである。

爽やかな五月晴れの去る三日、「風の盆」にまつわる東京新橋演舞場六月公演「風のなごり」の出演者、風間杜夫さん、多岐川裕美さんをはじめ、多くの人々で賑わう日本の道百選の諏訪町通りなど伝統的な雰囲気を残す町並みを、江戸時代の町人文化の粋を伝える六基の曳山（山車）が、優雅に練り回された。

寛永十三年（一六三六年）当時の加賀藩から町建ての許可を得て、浄土真宗の名刹である聞名寺の門前町として、また飛騨との交易の要衝、近隣村落の物資の集散地として、次第に発展し後に富山藩の御納所といわれ、経済的に主要な地位を治めるようになる。こ

の経済力を背景に、二つの伝統文化は町民の手によつて生まれ、町外の多くの文化人などの交遊をもとに、今日の優雅な姿に育まれたといわれている。

この二つの伝統行事を担う八尾地区（旧八尾町）を中心に隣接する中山間地、平坦地の八村を含めて、昭和の合併が行われた。町の中心市街地である八尾地区は御多間にもれず他の地方都市と同様に商業の中心が町外や郊外へと移転し、生活の利便性はあつても現代的な居住環境にそぐわない面もあり、背後地の広い中山間地域とともに、過疎化、少子高齢化が極端に進行している。

昭和五十年代から造成された富山八尾中核工業団地には三〇社近くの先端的な企業が立地し、平坦地における住宅団地の開発によつ

て、町外からの移住者もあり町全体としては人口はほぼ横這いの状況にあるが、中心市街地の人口が減少し、全国的に認知されるほどになった伝統文化を、今後伝承維持していくことが困難となる危険性ははらんでいる。

このような現状の中で、平成の大合併の論議が始まった。岐阜県境にある大長谷地区（旧大長谷村）は昭和三十年頃一七〇〇人あつた人口が、現在は一〇〇人未満となつており、昭和の合併の際、単独で残つた隣接の村と比較され、今回の合併論議に特に懐疑的であつたのをはじめ、中山間地域を中心に、県都富山市を含む富山湾から岐阜県境までの、広大な圏域で人口も面積も県全体の四割近くを占める合併では、人口が二十分の一に近い八尾町は埋没してしま

うのではないか、またこれまで長い歴史の中で個性あふれる地域づくりを進めてきたにも関わらず、周辺部として取り残されるのではないかと危惧が多くの町民にあり、合併が避けられないとすれば、身近な合併をというのが町民の平均的な思いであつた。当初、町としては身近な小さな合併を模索したが、県が示したパターンの一つである、富山市を含む七市町村による大きな合併が流れとな

り、本年四月、法定協議会が設置された。

現在、社会は大きな変革期に入り、経済は高度成長から低成長、マインス成長へと移り、スピードと効率性を重視するスタイルへの反省から、ファースト・フードに対するスロー・フードの誕生をヒントに、スローライフ、スロータウンの理念が生まれ、スロータウン連盟が結成され、八尾町もその一員として参加している。さらに人々の心に自然や地方への回帰志向が強まりつつあり、地方が自らの個性を主張し、これからの時代を豊かな地域として生き残る可能性が高まりつつある。

このことを裏書きするように、先に述べた大長谷地区の一〇〇名を切る住民の中の八世帯の高齢者ではない人たちははじめ、わが町の中山間地域には多くの移住者が生活している。その生活基盤も徐々に整備され、今後は生活の糧を得るため耕作放棄地を再生することが急務であり、構造改革特区による規制緩和の活用を検討しているところである。またグリーンツーリズムの実現のための交流基盤も平行して整いつつあり、日本の棚田百選の、みのり棚田の学校をはじめ、さまざまな企画によつて、都市と農山村の共生対流は着

情 報



昭和九年十一月十六日生

なかでしゅんじ 中出 春次

新任都道府県町村会長の略歴

大阪府町村長会は五月二十日の定例総会で次のとおり会長を選出した。(五月二十日付就任)

大阪府町村長会会長

泉南郡岬町長

【趣味】スポーツ観戦

【家族】妻、子(長男、次男、長女)

【主な業績】平成八年ふれあいセンター完成

平成十一年岬中学校建替完成

平成十二年淡輪火葬場建替完成

消防庁舎完成、海浜会館完成、ごみ処理施設(ダイオキシン対策)改修

平成十五年給食センター建替完成

【町長としての当選回数】三回

【町村会関係の経歴】平成十一年大阪府町村長会副会長

【町長に当選するまでの経歴】昭和二十九年深日町役場に奉職

昭和三十年合併により岬町に引き続き

平成三年岬町議会議員

平成五年岬町長

【住所】大阪府泉南郡岬町深日二九二二番地

自らの積極的な行動が求められる。豊かな自然に恵まれた中山間地域、優れた伝統文化を受け継ぐ中心市街地、そして先端企業が息づく平坦地を併せもつこの地域は

更に進展している。一方、中心市街地においても、活性化基本計画に基づき、その再生整備に努めてきたが、ハード面においては、駅周辺地域を除きほぼ目処がつき、その成果として、イベント開催時以外にも当町を訪れる人が増加しつつあり、ソフト面のより一層の充実が期待される。今後は地域の自立に向けて住民

今後、旧市町村に設置可能になる「地域自治組織」をいかに機能させることができるかが、この町の、この地域の命運を握っているのではないだろうか。

住民自らの意志と努力によって、これからの時代にふさわしい個性豊かなよりよい地域へと成長する可能性が大いにあると思われる。去る四月三十日、地方制度調査会の中間報告が示された。最終報告に向けたいくつかの論点はあつても平成の市町村合併後の地方自治体の形態はある程度見えてきたように思われる。

都道府県別市町村数(平成15年6月6日現在)

Table with 17 columns: Prefecture, Town, Village, Total, and National Total. Rows list 47 prefectures and a total row.

政策リーダー

政策リーダー

介護保険料等まとめまる

厚生労働省

厚生労働省は、このほど第二期（平成十五・十七年）の介護保険料等をまとめた。まとめによると、第一号被保険者一人あたり全国平均の月額保険料（加重平均）は三、二九三円で、第一期（二、九一一円）に比べ、三八二円（一三・一％増）となつている。保険料基準額の分布状況（一、七六二保険者）を見ると、三、〇〇〇円以下の保険者が九三七減少し、一八七に、三、〇〇〇円以上の保険者が八〇四増加し、五七五となつている。この中で、第一期には無かつた四、五〇〇円以上の基準額を設定した保険者は五五あつた。第二号被保険者に係る平成十五年度納付金一人あたりの負担額はおよそ月額三、〇四三円で平成十四年度に比べ二五円（四％増）を見込んでいる。報酬改定全体でマイナス二・三％の一方で保険料が上昇した形となつた。

保険料の収納状況は平成十三年度で五、八八一億円（収納率九八・六％）で、二年連続黒字（十三年度は実質七五九億円黒字）となつているが、今後、サービス量の増加に伴い収支は均衡すると見られている。

介護保険制度は施行三年を経過したが、今後の制度見直しについては、社会保障審議会介護保険部会（五月二十七日に第一回目を開催）において、過去三年間の制度施行状況を踏まえ、幅広い視点からみた課題及びその対応方策等について議論し、てゆくこととしている。

平成十五年版防災白書を公表

内閣府は、このほど平成十五年版防災白書を公表した。

我が国の災害の状況については、三宅島について、火山ガス放出量は、長期的には低下傾向にあるものの、平成十五年三月現在においても一日あたり三千、一万トンの二酸化硫黄の放出が継続中であるとされている。

また、地震に係る各種調査の結果が掲載されており、地震防災施設等の整備については、建築物の耐震化や避難地・避難路の整備など人命に関わる事前の対策が進んでおらず、都道府県ごとにばらつきがみられる。東海地震及び東南海・南海地震が発生した場合には、阪神・淡路大震災を超える大被害が広域に発生することが想定される などとされている。

この他、地方自治体に関する記述として、最近では各自治体で、自然災害による被害の可能性を示すハザードマップや被害想定など防災情報が多く提供されるようになり、洪水ハザードマップについては、平成十五年三月現在二七市町村で作成が完了している。行政と企業の連携の一つの形態として、近年、地方自治体と企業が協定を結び、災害時に企業の地域防災活動が円滑にスタートするような仕組みを構築している事例が増加している。などの記載がされている。

また、平成十五年度は、各省庁において、災害予防、災害復旧等の防災に関する具体的措置を講じるため約二兆六、七〇〇億円が計上されているとしている。

二〇一三年以降の温暖化対策の国際的枠組みの方向案を発表

経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会の地球環境小委員会は、この程CO2など温室効果ガスの排出削減を目指す京都議定書以降の将来目標に向けた議論の方向性を示した中間報告の案を発表した。

中間報告案は、「気候変動に関する将来の枠組みの構築に向けた視点と行動」と題するもので、京都議定書では米国などが議定書を批准しなかつた反省から、京都議定書で削減目標の達成期間として定められている第一約束期間終了後の二〇一三年以降については、新しい枠組みへの参加のインセンティブ（誘因）を重視した枠組み作りの必要性などを指摘している。パブリックコメントにかけて意見を求めた上で、七月八日の同小委で正式決定する。

中間報告案では、持続可能な枠組み作りのための基本的方向として、技術革新を通じた解決、主要途上国や米国の参加など対策の実効性・効率性など参加インセンティブの重視、費用対効果の追及、温室効果ガス削減目標の合理的根拠明示、経済発展と環境の両立、政府だけでなく産業界、非政府組織（NGO）、個人の多角的参加等の4点を基本的方向とすべきと提案。

また、枠組み構築には、政府による国際交渉や地域間・二国間の国際協調だけでなく、産業界やNGO、個人それぞれのレベルで国際的な合意を築く「複層的アプローチ」が重要と指摘している。